

新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応について（R3.9.1時点）

天城町教育委員会

町内に学校関係者に感染等が出た場合の対応については、以下のようにする。

学校関係者とは、

- 町内の公立小・中学校及び公立幼稚園に通う児童・生徒及び園児
- 町内の公立小・中学校及び公立幼稚園に勤務する教職員（町職員含む全ての職員）
- 町内の公立小・中学校及び公立幼稚園に通う児童・生徒及び園児と同居している者（両親、兄弟、祖父母、親戚等）

学校関係者に体調に疑いがある（発熱・倦怠感・喉の痛み等）

- 登校を控える（家にいるとき）
- 早退させる（学校にいるとき）

※ 直ちに保健所への連絡・相談や医療機関の受診をする。

保健所からPCR検査等を受けるよう要請があった場合

PCR検査等が必要である

PCR検査等が必要でない

「陽性」であった

「陰性」であった

陽性者が、児童生徒及び園児、教職員である

陽性者が、同居している者である

☆ 児童生徒及び園児は、医師の指導のもと体調確認をしながら登校（園）再開。教職員も勤務再開。

児童生徒及び園児は「★」へ

☆ 感染者は出席停止（出勤停止）

【感染者の対応】

- 児童・生徒及び園児は、治癒するまで出席停止。（学校保健安全法第19条）
- 教職員は、治癒するまで出勤停止。（病気休暇取得可）

【学校の対応】

- 感染者が発生した学校は、発生が確認されしだい、教育活動を直ちに停止する。臨時休業期間、臨時休業となる対象（学校閉鎖、学年閉鎖）の有無の決定については、保健所による指導・助言に基づくものとする。（学校保健安全法第20条）
- その他の学校、幼稚園については、「新しい生活様式」に基づきながら、感染対策を徹底し、通常登校（園）とする。

☆ 「濃厚接触者」とされた場合は、保健所の指導に基づき自宅待機。

- 児童・生徒及び園児は、感染者と最後に接触をした日から出席停止。（学校保健安全法第19条）
- 教職員は、感染者と最後に接触をした日から出勤停止。（特別休暇取得可）

☆ 感染者とは接触があったが、濃厚接触者と特定されず不安な場合は、保健所へ相談し、指導に基づき登校（園）・出勤を再開する。

【学校の対応】

- 感染対策をさらに徹底し、教育活動を展開します。